

平成 26 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	03	01	03	0402	障がい者地域生活支援事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-5	福祉の充実			
	施策	3	障がい者福祉の充実			
目的	障害者総合支援法に基づく、地域生活支援事業及び各種助成事業を推進					
対象	身体・知的・精神・難病患者等で障がいのある方					
意図	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、福祉サービス料の補助、手当給付等を実施					
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること						
<p>●地域生活支援事業</p> <p>①地域生活支援事業委託…生活訓練（視覚・聴覚）、ボランティア養成（要約筆記・点訳・手話通訳）要約筆記者派遣、広報（声・点訳）、福祉機器リサイクル、手話奉仕員養成</p> <p>②地域生活支援事業補助金…日常生活用具、訪問入浴、移動支援、日中一時、地域活動支援センター、自動車改造、自動車運転免許、芸術文化講座開催</p> <p>③給付事業…更生訓練給付、就職支度金給付</p> <p>④職親委託</p> <p>●補助・給付等</p> <p>難聴児補聴器購入助成、住宅改造補助、福祉タクシー券給付、酸素濃縮器使用助成</p> <p>特別障害者手当等給付</p> <p>障がい者スポーツレクリエーション交流事業</p> <p>車いす健康診査委託</p>						
市民参画の有無 [対象外]						
市民協働の形態		共催		実行委員会・協議会		
		後援・協賛		補助・助成		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(計画)
①	ボランティア養成事業参加者	人	計画		50	
			実績		33	
②						
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(計画)
①	手話奉仕員養成講座修了者	人	目標	10	10	
			実績	14	10	
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		<input type="radio"/>	概ね目標値どおり		目標値より低い

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
地域生活支援事業において、点訳、要約筆記、手話のボランティア養成事業を実施しており、H25年度からは、手話奉仕員の養成事業が市町村必須事業となった。当市には手話通訳者がいないことから、養成を図っていく。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	障害者総合支援法に基づく事業及び障がい福祉の向上のため市で実施する必要がある。
妥当性	<input type="radio"/> 妥当である	
	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある	
	<input type="checkbox"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	制度改正があり、更なる制度の定着。
	<input type="radio"/> 向上余地がある	
	<input type="checkbox"/> 向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	障害者総合支援法に基づく事業であり、障がい者は年々増加しており、削減の余地はない。
	<input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある	
	<input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある	
公平性	受益と負担の適正化余地	障害者総合支援法等に基づき適切に事務を行っている。
	<input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある	
	<input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある	
総合評価 …上記評価結果の総括		
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業と、その他各種福祉サービス事業など、市の地域性や利用者の状況に応じ柔軟に事業内容を実施することにより、障がい者及び障がい児の福祉の増進が図られることとなる。		

平成 26 年度 事業説明資料

【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ト	事業名
一般	03	01	03	0402	障がい者地域生活支援事業

単位：千円

		25年度 決算額(A)	26年度 決算額(B)	27年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費			120,620		120,620
財源内訳	国・県		59,522		59,522
	地方債				
	その他				
	一般財源		61,098		61,098

事業期間	○ 単年度繰返	■ 期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---------	--------	-----------------

部経営方針における目標

慣れ親しんだ地域で、共に支え合い、安心していきいきと暮らせるまちをつくる

事業開始の背景・経緯

障害者総合支援法に基づく市町村必須事業である福祉サービスの提供及び各種助成事業の実施。法に基づく手当の支給。

事業概要

- 地域生活支援事業
 - ①地域生活支援事業委託…生活訓練（視覚・聴覚）、ボランティア養成（要約筆記・点訳・手話通訳）要約筆記派遣、広報（声・点訳）、福祉機器リサイクル、手話奉仕員養成
 - ②地域生活支援事業補助金…日常生活用具、訪問入浴、移動支援、日中一時、地域活動支援センター、自動車改造、自動車運転免許、芸術文化講座開催
 - ③給付事業…更生訓練給付、就職支度金給付
 - ④職親委託
- 補助・給付等
 - 難聴児補聴器購入助成、住宅改造補助、福祉タクシー券給付、酸素濃縮器使用助成
 - 特別障害者手当等給付
 - 障がい者スポーツレクリエーション交流事業
 - 車いす健康診査委託

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

H28年度全国障害者スポーツ大会（国体）の3種目（バレーボール、ソフトボール、フットベースボール）を花巻市で開催するにあたり、手話ボランティア養成が県をあげて図られている。地域生活支援事業（手話ボランティア養成、奉仕員養成講座）により当市も対応を図っていく。

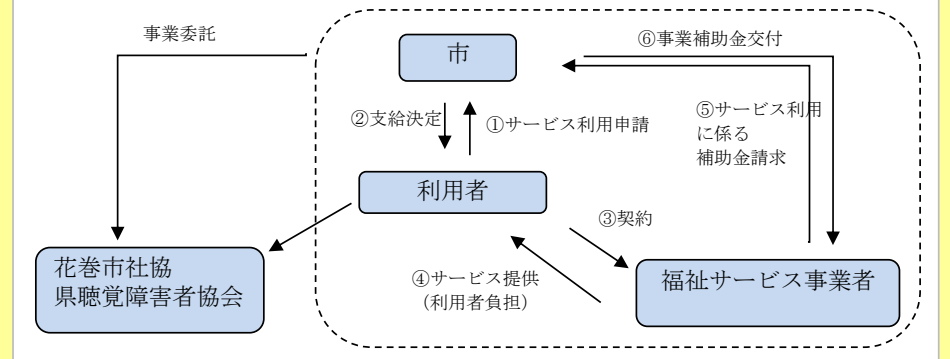
担当部署 部名 生活福祉部 課名 障がい福祉課 担当係長 高橋哲也 内線 517

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

1 地域生活支援事業 74,239千円

障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき、市町村の地域性に合せた福祉サービスを提供



①地域生活支援事業委託料 3,678千円

視覚・聴覚障害者生活支援、要約筆記ボランティア養成・派遣、声の広報・点訳広報、福祉機器リサイクル、点訳ボランティア養成、手話通訳者ボランティア養成、手話奉仕員養成
※手話奉仕員養成→ろうあ者協会へ委託、それ以外は社協へ委託

②地域生活支援事業補助金 68,761千円

- ・日常生活用具給付 22,719千円
- ・自動車改造 300千円
- ・運転免許取得 0千円
- ・訪問入浴サービス 15,052千円
- ・移動支援 1,303千円
- ・日中一時支援 14,453千円
- ・地域活動支援センターⅠ型 13,434千円
- ・地域活動支援センターⅡ型 929千円
- ・芸術文化助成 549千円
- ・利用者負担 22千円

③給付事業 0千円

- ・更生訓練費 0千円
- ・就職支度金 0千円

④職親委託 1,800千円

知的障害者の就労の推進を図るため、職親5人に生活指導・技能取得訓練等を委託。職親5人に対し知的障がい者5人を委託

⑤後見人養成事業報償費 0千円

平成 26 年度事業説明資料

【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-T	事業名
一般	03	01	03	0402	障がい者地域生活支援事業

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること 【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

2 補助・給付事業 46,381千円

①難聴児補聴器購入助成補助 146千円

身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等程度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成

対象者：両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満

負担割合：県1/3、市1/3、自己負担1/3

②身体障がい者住宅改造事業補助 965千円

対象者：身体障害者(1級～3級)

補助対象工事費：上限65万円

補助額：対象工事費の2/3(上限43.3万円)

③福祉タクシー給付 8,033千円

対象者：身体障害者(1級～2級等)、知的障害者 A程度、精神障害者 1級

助成額：1枚 500円

交付枚数：1月あたり3枚(年間36枚)

④酸素濃縮器使用助成 658千円

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者に対し、酸素濃縮器使用に係る電気料金を助成

⑤特別障害者手当等給付 35,246千円

支給月：5月期(2～4月分)、8月期(5～6月分)、11月期(8～10月分)、2月期(11～1月分)

・特別障害者手当

・障害児福祉手当

※国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、支給水準の是正が実施される。(特例水準の解消)

⑥在宅重度障害者家族介護手当 0千円

福祉サービスを利用していない20歳以上65歳未満の重度障がい者を介護する家族に対し支給

⑦小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費 12千円

⑧障がい者スポーツレクリエーション交流事業 14千円

三障がい者の健康増進と自立意欲の向上及び交流を目的に開催

⑨車いす健康診査委託 203千円

車いす使用者の褥そう膀胱機能障害等の発生を予防すること目的に実施

⑩その他経費 1,104千円

謝礼金15千円 旅費2千円 消耗品689千円 通信費398千円